労務 ROAD

■雇用調整助成金の特例(新型コロナウイルス)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い下記のとおり雇用調整助成金の特例が適用されます。

〈雇用調整助成金の助成内容〉

休業を実施した場合の休業手当、出向を行った場合の
出向元事業主の負担額に対する助成率
※対象労働者 1 人 1 日当たり 8,335 円が上限2/3 (大企業は 1/2)支給限度日数1 年間で 100 日 (3 年間で 150 日)

特例の対象となる事業主

日本・中国間の人の往来の急減により影響を受ける事業主であって、 中国(人)関係の売上高や客数、件数が全売上高等の 10%以上である事業主。

<例>・ 中国人観光客の宿泊が無くなった旅館・ホテル

・ 中国向けツアーの取扱いができなくなった旅行会社

※初回の手続の際に、中国(人)関係売上高等の割合を確認できる書類が必要

特例措置の内容

①休業計画届の事後提出が可能に

現行	休業等に係る計画届は休業の2週間前までに提出が必要
特例	令和2年1月24日以降に初回の休業等がある計画届に関し、
	令和2年3月31日までに提出があれば、事前に届け出られたものとする

②生産指標の確認対象期間を3か月から1か月に短縮

現行	販売量、売上高等の事業活動を示す生産指標の最近3か月間の月平均値が、
坑1]	前年同期と比べ 10%以上減少している事業所であることが必要
特例	上記の比較期間を最近1か月とする

③最近3か月の雇用指標が対前年比で増加していても助成対象に

特例	上記を撤廃
現行	3か月間の月平均値が、前年同期と比べ一定程度増加していないことが必要
	雇用保険被保険者及び受け入れ派遣労働者の雇用量を示す雇用指標の最近

④事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象とします。

現行	事業所設置後1年未満の事業主は対象とならない	
特例	令和2年1月24日時点において上記未満の事業主についても、助	成対象に

特例対象期間

令和2年1月24日から令和2年7月23日の間に開始した休業等

その他の主な支給要件

- ○事業主が指定した1年間の対象期間について、実際に休業を行う判定基礎期間ごとに 計画届を提出すること
 - ・事後提出する休業等については1度にまとめて提出すること
 - ・事後提出しない休業等については、初回の計画届を雇用調整を開始する日の2週間前を めどに、2回目以降については、雇用調整を開始する日の前日までに提出すること
- ○雇用保険適用事業所の事業主であること
- ○労使間の協定により休業等をおこなうこと
- ○休業手当の支払いが法律(平均賃金の6割以上)に違反していないものであること。
- ○判定基礎期間における対象労働者に係る休業等の実施日の延日数が、対象労働者に係る 所定労働延日数の 1/20 (大企業の場合は 1/15) 以上となるものであること。
- ○同一事業主に引き続き雇用保険被保険者として雇用された期間が6か月以上の者の休業 等が支給対象
- ★特例対象外の業種の事業主様も、通常の雇用調整助成金の活用は可能です。 支給要件等、詳細はお問い合わせください。 【厚生労働省 より】

VOL.685 (2003—1)



(旧 河本社労士事務所)

〒541-0056 大阪市中央区久太郎町 1-9-26 船場 IS ビル 5F TEL:06-6264-6264 FAX:06-6264-6265 H P: https://k-s-i.net/

社長が入れる 労災保険のことなら

編集担当:矢尾·君野·茅原

「葛城経営研究会」

詳しくは、 06-6264-6543 まで!



みなさまコロナの影響は大 丈夫でしょうか。3月半ばま で学校も休校になったり、オ リンピックの開催も危ぶれたり、各所で影響が出るようです。お仕事や通勤な ど、人ごみを避けられないお も多いかと思いますが、お体 にはくれぐれもお気を大 ください。 (矢尾)

3月 労務スケジュール

- ・3 月末退職者の手続き(労務 ROAD VOL.679 もご参考にご覧ください)
- ・新年度に向けた準備
- ・自殺対策強化月間